

平成15年8月29日

各位

株式会社八十二銀行

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の策定について

八十二銀行(頭取 成澤一之)は、今年3月に金融庁が発表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に沿い、15～16年度を集中改善期間とする「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を下記のとおり策定いたしました。

記

1. リレーションシップバンキングの機能強化計画に関する基本的な考え方

八十二銀行は、「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」の経営理念のもと、地域経済の回復・発展を支援し、お客さまから一層信頼され、お役に立つ銀行となることを目指しております。「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を、この経営理念を具現化するための重要な計画と位置付け、銀行とお客さま双方の健全性を確保し、地域金融の円滑化を図って参ります。

(1) 企業の発展・再生への取組強化、高付加価値サービスの提供

銀行が持つ情報や知恵をお客さまのために活用するとともに、外部機関との連携を一層強化し、お取引先企業の発展・再生に向け取組み、地域経済の発展に資して参ります。

(2) 収益力強化・健全性確保および情報開示の充実

地域金融の安定に向け、収益力の強化とともに健全性を堅持し、お客さまに「信頼」と「安心」を提供いたします。また、経営の透明性を高めるため、地域に根ざした指標・計数のほか地域貢献に関する情報開示に努めて参ります。

(3) お客さまの課題解決に向けた質の高い人材の育成

お客さまの課題をいち早く発見し、お客さまとともに知恵を出し汗をかきながら、お客さまの課題を解決する「自律型プロフェッショナル行員」の育成を強化して参ります。職員向け研修はもちろんのこと、お客さまと一緒に勉強するセミナーの開催や外部機関が主催する「公的資格取得支援講座」への協力など、お客さまを側面から支援する態勢を整えて参ります。

2. 機能強化計画の主な内容

上記の基本的な考え方に基づき、リレーションシップバンキングの機能強化計画を策定しました。その主な内容は次のとおりです。

なお、個々の内容については、別添の「リレーションシップバンキング機能強化計画の要約」および「補足説明資料」をご参照ねがいます。

(1) 中小企業金融の再生に向けた取組

企業再生の取組においては、お取引先の経営改善計画の早期策定とその進捗支援強化により、不良債権化防止と債務者区分のランクアップに努めて参ります。また、技術力評価や販売力評価等の「目利き力」向上やビジネスマッチング、産学官ネットワークを始めとする外部機関の活用等により、金融の円滑化と高付加価値サービスの提供を図って参ります。

中小企業金融の再生に関する項目は次のとおりです。

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組
4. 新しい中小企業金融への取組の強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表

(2) 当行の健全性確保、収益性の向上等に向けた取組

資産査定 of 正確性向上、担保評価の厳正化等を励行し、健全性を確保するとともに、運用力の強化やプライシング等収益力強化に取組んで参ります。

健全性の確保、収益性向上に関する項目は次のとおりです。

1. 資産査定、信用リスク管理の強化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. 地域貢献に関する情報開示

以 上

別添資料 1 . リレーションシップバンキング機能強化計画の要約

別添資料 2 . リレーションシップバンキング機能強化計画 補足説明資料

リレーションシップバンキング機能強化計画の要約

(別添資料1)

1. 基本方針

1. 企業の発展・再生への取組強化、高付加価値サービスの提供
2. 収益力強化・健全性確保および情報開示の充実
3. お客さまの課題解決に向けた質の高い人材の育成

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

番号は要請事項の番号そのままを使用しています。金融庁や業界団体等の対応事項があるため、番号の連続性はありません。

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
. 中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	業種別審査担当者は配置済である。新事業案件は、審査一部調査担当が妥当性を検証する態勢となっている。	外部機関活用による新規事業案件の妥当性検証のほか、推進担当と審査担当による案件審査会議を立上げる。	外部機関の活用方法を検討する。営業推進部と審査一部担当による案件審査会議を立上げる。	業種別取引店会議により、業種別審査能力をアップする。	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて外部機関の技術力評価を案件審査に活用する。 ・営業推進部新事業関連担当者と審査一部調査グループの定期会議開催により情報共有を図るとともに案件審査会議を立上げる。(15年度～) ・長野経済研究所や行政から発信される新規事業の動向を把握するとともに案件審査に活用する。 ・業種別取引店会議開催により審査能力を向上する。(16年度～)
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	技術力評価研修の内容充実が必要。	行内研修の充実と外部研修・出向を強化する。	「法人営業研修」充実と外部研修に積極的に参加する。	休日研修の充実と外部出向を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人営業研修に企業将来性評価項目等を追加する。(年4回80名程度) ・地方銀行協会(以下「地銀協」という)の「企業価値研究講座」に行員を派遣する。(15年下期～) ・外部企業への新規派遣を実施する。(16年度2名程度)
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	産学官ネットワーク活用等案件発掘のチャネル拡大が必要。	産学官ネットワーク構築および産業クラスターサポート金融会議に参画する。	外部機関活用により投融資を展開する。	産学官ネットワーク構築を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県外郭団体との連携強化を図る。 ・第3号投資事業組合の組成を検討する。(15年下期) ・産業クラスターサポート金融会議への参画により、案件発掘とビジネスマッチングを図る。
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	ベンチャー企業への投融資、代理貸し等を実施している。	協調投融資の可否やベンチャー向け融資商品開発を検討する。	投融資制度や育成ノウハウに関する研究会を実施する。	新融資商品の開発を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策投資銀行等との定期情報交換会を開催する。(15年度～) ・案件に応じて協調投融資等の可否を検討する。 ・ベンチャー企業向け新融資商品の開発を検討する。(16年度)
(5) 中小企業支援センターの活用	一層の連携強化が必要。	案件発掘や経営革新支援に向け連携を強化する。	情報交換会の実施および事業評価機能を活用する。	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換会等の定期開催により支援センターとのネットワーク構築を図る。 ・支援センターのノウハウ活用により、経営革新等のお客さま支援を実施する。
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	行内LANの掲示板を活用したビジネスマッチングを展開している。	地銀ネットワーク活用によるビジネスマッチングを強化するとともに、M&A業務を強化する。	法人向けポータルサイトの導入を検討する。M&A関連の人材を強化する。	商談会への参画によりビジネスマッチングを強化する。M & Aセミナーを開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人向けポータルサイトの導入を検討し、ビジネスマッチングを強化する。(15年上期～) ・地銀ネットワークを活用した広域のビジネスマッチングを検討する。(15年下期～) ・M & A業務の研修強化と、お客さま向けセミナーを開催する。(16年度下期～)

(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	企業再生支援グループを中心に、改善計画書策定支援中。	経営改善計画の策定支援強化と営業・審査担当のレベルアップを図る。ランクアップ先数を公表する。	経営改善計画の策定を支援する。業種別経営セミナーを開催する。	実行状況チェックと更なる改善策を提示する。	・審査一部企業再生支援グループ主導により、経営改善計画書の策定を支援する。 ・経営改善計画書に沿った審査対応と進捗支援を実施する。(16年度) ・ランクアップ先数を公表する。(15年下期～半期ごと)
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	広範な知識・スキルの習得が必要である。	行内研修充実および外部研修・出向を強化する。	「法人営業研修」の充実を図る。外部研修に積極的に参加する。	休日研修の充実と外部出向を強化する。	・法人営業研修に支援スキル項目等を追加する。(年4回80名程度) ・地銀協の「中小企業経営支援講座」に行員を派遣する。(15年度下期～) ・外部企業への派遣を継続する。
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	後援会や経済研究所にて、お客さま向け各種セミナーを開催している。	業種別・テーマ別セミナーの開催や外部機関が主催する資格取得支援講座等に協力する。	同左	「地域金融人材育成システム開発プログラム」に協力する。	・経営管理や財務改善等のノウハウをお客さまとともに高めることを目的として、旅館・ホテル、建設業、製造業、商業等の業種別セミナーを開催する。 ・長野県経営者協会が主催する「資格取得支援講座」を支援する。 ・「地域金融人材育成システム開発プログラム」に協力する。(16年度～)
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	事業再生は最重要課題として取り組んでいる。	外部機関との連携を強化するとともに、適切な再生手法を採用する。	外部機関との情報交換会開催により、再生ノウハウを高める。	再生事例の行内情報と活用を図る。	・民事再生法や私的整理ガイドラインを活用した企業再生への取組を検討する。 ・再生事例を活用した勉強会や研修実施によりノウハウの共有化、本部・営業店担当者のスキルアップを図る。
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組	企業再生ファンドの取扱につき検討中。	対象先を抽出のうえ、再生ファンドの組成を検討する。	対象先を抽出のうえ外部機関を活用した再生ファンドの組成を検討する。	整理回収機構や政府系金融機関と個別に検討する。	・対象先抽出のうえ、整理回収機構や政府系金融機関とのファンド担当者を交えて個別に検討する。(15年下期～) ・検討結果に応じて再生ファンドを組成する。(16年度)
(3) デット・エクイティ・スワップ(DES)、DIPファイナンス等の活用	DES、DIPファイナンスとも検討中。	対象先を抽出のうえ、個別に検討する。	対象先を抽出し、個別に検討する。	検討結果に応じて実施する。	・対象先を抽出のうえ、個別に検討する。(15年下期～) ・検討結果に応じてDES・DIPファイナンス手法を活用する。
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、整理回収機構(RCC)信託機能の活用	RCC信託機能の活用につき検討中。	RCC担当者を交えた個別検討および行内研修の充実を図る。	対象先を抽出し、個別に検討する。	検討結果に応じて実施する。	・対象先を抽出のうえ、個別に検討する。(15年下期～) ・検討結果に応じて中小企業再生型信託スキームを活用する。
(5) 産業再生機構の活用	産業再生機構の活用策につき検討中。	対象先を抽出のうえ、個別に検討する。	対象先を抽出し、個別に検討する。	検討結果に応じて再生策を実施する。	・対象先を抽出のうえ、個別に検討する。(15年下期～) ・検討結果に応じて産業再生機構の再生手法を活用する。
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	7月に協議会を発足している。	同協議会機能の活用を促進し連携強化を図る。	企業再生支援センターとの情報交換会を開催する。	協議会・再生支援センターとの個別案件について協議し、連携強化を図る。	・中小企業再生支援協議会の一組織である企業再生支援センターとの連携強化と、同センターが持つ各種機能を活用する。(15年上期～) ・協議会・企業再生支援センターとの個別案件を協議し、連携強化を図る。
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	企業再生に向けた外部出向を実施している。	行内研修充実および外部・出向研修を強化する。	各種研修を充実し、外部企業出向者を継続派遣する。	同左	・段階(初級・中級・上級・最上級)別に行内研修を充実する。(15年度下期～) ・地銀協の「企業再生実務講座」に行員を派遣する。(15年度下期～) ・外部企業出向者を継続派遣する。
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) 担保・保証に過度に依存しない融資の促進等。第三者保証の利用のあり方	取引先の信用力、キャッシュフローを重視した審査を励行している。	会議・研修を通じた行員教育を徹底する。スコアリング審査手法を活用する。	各種会議・研修の充実と、スコアリング審査モデルの導入を検討する。	スコアリング審査モデル導入とモデルの信用リスク管理態勢を整備する。	・地区別融資担当者会議や各種融資研修において、担保・保証に過度に依存しない審査態勢を徹底する。(15年下期～) ・スコアリング審査モデル、財務制限条項の活用により審査態勢を整備する。

(3)証券化等の取組	売掛債権担保融資保証制度を取扱中。	外部提携・SPC(特定目的会社)の活用を視野に検討する。	証券化スキームを研究し、実施の可否を検討する。	検討結果に応じて外部提携のうえ、取組体制を構築する。	・外部提携を視野に取組可能なスキームを研究し、実施の可否を検討する。(15年～) ・地域金融機関共同のCLO(貸付債権の証券化)等の可能性や有効性を研究する。(15上期～) ・SPC(特定目的会社)の共同設立を検討する。
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	TKC戦略経営者ローンを取扱中。	取扱方法の改善や、スコアリング等のスピーディな審査手法を検討する。	スコアリング審査等の改善策を検討する。	管理事務負担省力化の検討と、検討結果を踏まえた改善を実施する。	・商品の課題を抽出する。(15年上期～) ・スコアリング審査手法等の活用を検討する。(16年度) ・保証会社利用による商品改善を検討する。(16年度)
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	地区別・業種別分析を実施している。更なる活用が課題となっている。	データ整備によるポートフォリオ分析を精緻化し、リスク管理を高度化する。	ポートフォリオ管理を導入し、信用リスク管理を高める。	ポートフォリオ管理の実践と、信用リスク評価手法の見直しを図る。	・業種別・信用格付別ポートフォリオ管理を実践する。(15年上期～) ・信用格付体系を検証する。(15年下期～) ・信用リスク評価方法を見直す。
5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	銀行取引約定書等の見直しは実施済。	行員教育の徹底、本部臨店による指導を強化する。	コンプライアンスマニュアルを改訂のうえ、行員教育を徹底する。	各種研修や本部臨店指導を通じて行員教育を徹底する。	・コンプライアンスマニュアルを改訂する。(15年上期～) ・各種研修、本部臨店指導を通じて行員教育を徹底する。 ・会議・本部示達書での説明責任履行を徹底する。
(3)相談・苦情処理体制の強化	お客さまご意見カード等による相談・苦情を収集し、改善を実施している。	苦情等の報告態勢整備と、再発防止の取組を強化する。	地域金融円滑化会議に参画し活用を図る。苦情等の本部報告を徹底する。	苦情等の未然防止策を実施する。	・総務部「お客さまサービス室」への苦情・トラブル事例の集約と分析により改善を図る。 ・地域金融円滑化会議や地銀協から寄せられる情報を活用する。
6.進捗状況の公表					
		本機能強化計画の進捗状況について半期ごとに公表する。	同左	同左	・5月決算発表時には通期実績を、11月の決算発表時には半期実績を公表する。
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組					
1.資産査定、信用リスク管理の強化					
(1)適切な自己査定及び償却・引当	厳格な自己査定および償却・引当を実施している。	研修・臨店指導、監査による行員教育徹底と、査定システムの改善を図る。	自己査定および償却・引当方法の検証と改善を図る。	同左	・研修・本部臨店指導および査定監査を通じた行員教育の徹底とレベルアップを図る。 ・規程・基準・融資支援システムの定期的なメンテナンスを励行する。
(1)担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	関連会社での集中評価により公平性・合理性を維持している。	評価精度向上に向けた事例収集と比較検証を励行する。	・全店の担保処分事例収集し、厳正な担保評価を励行する。	同左	・全店の担保処分事例の収集により、厳正な担保評価を励行する。 ・乖離がある場合、評価手法を見直す。
2.収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2)信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	信用リスクデータ、内部格付を活用した金利設定を実施している。	金利設定に係るお客さまの理解を促進する。	貸出金利方針を策定し、改善状況の月次チェックを励行する。	前年度実績を踏まえたプライシング交渉を継続する。	・信用リスクデータを反映した貸出金利方針を策定する。 ・本部担当により、個別案件について指導する。
4.地域貢献に関する情報開示等					
(1)地域貢献に関する情報開示	地域関連項目の積極開示とお客さまの理解しやすい表記が課題。	ディスクロージャー誌、IR等の充実と各種県内関連指標の開示充実を図る。	県内関連指標の開示項目を検討し、開示充実を図る。	開示内容を充実する。(ディスクロージャー誌、IR等)	・開示項目を検討し開示する。(15年9月期～) ・ディスクロージャー誌、IR、インターネットホームページを充実する。(15年下期～) ・わかりやすさを検証し、改善する。(16年度)

全27項目

リレーションシップバンキング機能強化計画 補足説明資料

<用語説明>

用語	該当箇所	概要
リレーションシップバンキング	-	長期的に継続する取引関係の中から、金融機関が借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て融資等を実行するビジネスモデル。
産業クラスター計画	.1.(3)	経済産業省が進める産学官による地域再生・産業集積計画。長野県関連は、「中央自動車道沿線地域」と「三遠南信地域」プロジェクトがある。(全国で19のプロジェクト)
産業クラスターサポート金融会議	"	上記計画を支援するため、各地の財務局管内の地方銀行、信用金庫、信用組合等で構成する会議。
中小企業支援センター	.1.(5)	中小企業の経営支援、企業診断、新産業支援、企業研修等を支援する組織。長野県は(財)長野県中小企業振興公社の一組織として設置。場所は中小企業指導センター内にある。
地域金融人材育成システム開発プログラム	.2.(5)	経済産業省が取りまとめているプロジェクト。本格展開は16年度以降の見込み。
企業再生ファンド	.3.(2)	業績悪化先の債権をファンドとして組成、DES等のスキームを絡めて企業再生プログラム実施(運転資金融資) 再生後、金融機関からリファイナンスファンドへ償還する仕組み。
デッド・エクイティ・スワップ(DES)	.3.(3)	債務の株式化により、負債を圧縮する再生手法。
DIPファイナンス	"	民事再生法等の再建手続に入った企業に対する融資やM&Aを行なう企業への融資など適時適切な資金提供の総称。
中小企業再生型信託スキーム	.3.(4)	再生計画の妥当性検証のもと、信託を絡めた債権放棄とリファイナンスにより企業再建を図る再生手法。
産業再生機構	.3.(5)	金融機関等が有する再生対象先債権の買取、貸付債権の信託引受を行なう機関。4月に設立。
中小企業再生支援協議会	.3.(6)	中小企業の再生支援を目的に(関東)経済産業局からの委託で設置する協議会。長野県では、県振興公社が県より要請を受け、7月1日に設置。
財務制限条項	.4.(2)	純資産額に対する負債の割合に制限を設け、一定の条件に合致する範囲内で融資枠を設定するなど、財務上の制限を契約条項に盛り込むこと。
地域金融円滑化会議	.5.(2)	貸し渋り・貸し剥がしホットライン等に寄せられた苦情の共有化を図るため、監督官庁・地域金融機関・よろず相談所(地域の銀行協会)により、都道府県ごとに設置した会議。

以上